

当座勘定規定

1. ～6. 省略

7. (手形、小切手の支払)

(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。

(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。

(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

8. (手形、小切手用紙)

(1) ～ (3) 省略

(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。

(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9. ～16. 省略

17. (印鑑照合等)

(1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影 (電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。) を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 手形、小切手として使用された用紙 (電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。) を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

18. ～27. 省略

当座勘定規定

1. ～6. 省略

7. (手形、小切手の支払)

(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。

(追加)

(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

8. (手形、小切手用紙)

(1) ～ (3) 省略

(追加)

(4) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

(追加)

(追加)

9. ～16. 省略

17. (印鑑照合等)

(1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影 (追加) を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 手形、小切手として使用された用紙 (追加) を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) この規定および末尾記載の手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

18. ～27. 省略

(削除)

28. (保険事故発生時における本人からの相殺)

以下省略

29. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

以下省略

30. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第29条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ 省略

(2) 省略

31. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

以下省略

32. (規定の変更等)

以下省略

以上

(2022年11月4日現在)

28. (個人情報センターへの登録)

個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。

② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

29. (保険事故発生時における本人からの相殺)

以下省略

30. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

以下省略

31. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第30条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ 省略

(2) 省略

32. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

以下省略

33. (規定の変更等)

以下省略

以上

(2022年4月1日現在)

当座勘定規定（専用約束手形口用）

1. ～6. 省略

7.（手形の支払）

(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。

(2) 前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます。）があります。

(3) 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。

8.（手形用紙）

(1) 省略

(2) 当座勘定から支払をした手形に、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。

(3) 手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

(4) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。

(5) 当座勘定から支払をした手形の手形用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

(6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9. ～14. 省略

15.（印鑑照合等）

(1) 手形、請求書または諸届書類に使用された印影 (電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。) を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 手形として使用された用紙 (電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。) を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) この規定および末尾記載の手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

16. ～24. 省略

当座勘定規定（専用約束手形口用）

1. ～6. 省略

7.（手形の支払）

(1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。

(追加)

(2) 当座勘定の払戻しの場合には、当組合所定の請求手続をしてください。

8.（手形用紙）

(1) 省略

(追加)

(2) 手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。

(3) 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。

(追加)

(追加)

9. ～14. 省略

15.（印鑑照合等）

(1) 手形、請求書または諸届書類に使用された印影 (追加) を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 手形として使用された用紙 (追加) を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。

(3) この規定および末尾記載の手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

16. ～24. 省略

(削除)

2.5. (保険事故発生時における本人からの相殺)

以下省略

2.6. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

以下省略

2.7. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第2.6条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ 省略

(2) 省略

2.8. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

以下省略

2.9. (規定の変更等)

以下省略

以 上

(2022年11月4日現在)

2.5. (個人信用情報センターへの登録)

個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。

① 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。

② 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

③ 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

2.6. (保険事故発生時における本人からの相殺)

以下省略

2.7. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

以下省略

2.8. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。

① 第2.7条に掲げる異動が最後にあった日

②～④ 省略

(2) 省略

2.9. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

以下省略

3.0. (規定の変更等)

以下省略

以 上

(2022年4月1日現在)

普通貯金規定

1. ～13. 省略

14. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合
 - ③この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
 - ⑥①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

以下省略

15. 以下省略

以 上

(2022年11月14日現在)

普通貯金規定

1. ～13. 省略

14. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合
 - ③この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

以下省略

15. 以下省略

以 上

(2022年4月1日現在)

普通貯金無利息型（決済用）規定

1～13. 省略

14. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出て下さい。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合
 - ③この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - ④この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑤この貯金口座の口座開設申込時における貯金者の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、またはこの貯金口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時において貯金者が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合
 - ⑥①～⑤の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

以下省略

15. 以下省略

以上

(2022年11月14日現在)

普通貯金無利息型（決済用）規定

1～13. 省略

14. (解約等)

- (1) この貯金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出て下さい。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、または貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この貯金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または貯金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この貯金の貯金者が第12条第1項に違反した場合
 - ③この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。
 - ④この貯金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。

(追加)

- ⑤①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合

以下省略

15. 以下省略

以上

(2022年4月1日現在)

【改正後】

生体認証規定

1～3 省略

4（生体認証の対象貯金等）

生体認証の対象とすることができる貯金口座等の種類は、次のとおりです。

- (1) ICカードの発行口座となる普通貯金口座または貯蓄貯金口座（以下「基本口座」といいます。）
- (2) JAカードローンの貸越口座

ただし、カードローンの貸越についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限りま

5～11 省略

12（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、貯蓄貯金規定、ICカード規定、ならびにJAカードローン取引約定書、JAカードローン利用規定（ただし、当組合とJAカードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取り扱います。

13. 以下省略

（2022年11月14日現在）

【改正前】

生体認証規定

1～3 省略

4（生体認証の対象貯金等）

生体認証の対象とすることができる貯金口座等の種類は、次のとおりです。

- (1) ICカードの発行口座となる普通貯金口座または貯蓄貯金口座（以下「基本口座」といいます。）
- (2) 農協カードローンの貸越口座

ただし、カードローンの貸越についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限りま

5～11 省略

12（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、貯蓄貯金規定、ICカード規定、ならびに農協カードローン取引約定書、農協カードローン利用規定（ただし、当組合と農協カードローン取引約定のある場合に限る。）および振込規定により取り扱います。

13. 以下省略

（2020年4月1日現在）